

千葉県告示第747号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者として指定しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年9月8日

千葉市長 神谷 俊一

1 指定する相手方

東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階
株式会社アイモバイル
代表取締役社長 野口 哲也

2 指定する日

令和5年9月1日